

◆◆◆  
熊本県・福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・宮崎県・鹿児島県・山口県の  
会員の皆様へ

4月14日夜に発生した地震等によりお亡くなりになられた方々のご冥福を  
お祈り申し上げます。また、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

★被災地の仲間の被災状況および支援を必要とすることがあればお知らせく  
ださい。

★会員の皆様が担当していらっしゃる利用者さんはご無事でしょうか？  
特に、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの状況把握と下記につい  
て考慮をお願いいたします。

★利用者さんの状況把握、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、要介護3  
以上の利用者等優先順位の高い利用者から安否の確認や避難場所を確認を  
しましょう。

★医療依存度の高い利用者への調整・対応をしましょう。

★主治医に連絡がつかない場合は、指定避難所の救護所中心に活動をしてい  
るDMAT（災害派遣医療チーム）、赤十字、医療ボランティア等と連携をと  
りましょう。

★利用者宅が被災し、一般避難所では生活ができない場合の対応について、  
福祉避難所が設置されている場合はそこへの入所調整、設置されていない  
場合には、設置の申し入れが必要となる場合があります。

★過去の災害では、避難所にいる要援護者の方は必要な支援に関する相談が  
しにくく、避難所の責任者や市町村側も避難所における要援護者のニーズ  
（必要な支援）の把握が不十分となる傾向がありました。そのため、地域  
の中で、介護支援専門員の皆様の役割は重要といえます。

★当協会としては、会員の皆様および要介護者の皆様に関する災害状況を把  
握したいと思えます。大変な状況の中、恐縮ですが、利用者の生活を継続  
する上で何が不足しているのか、業務を進める上で妨げになること等があ  
れば、情報をお知らせ下さい。現場の情報を整理して、関係省庁・関係機  
関との調整を行い、その上でしかるべき対応をさせていただきます。  
情報をお寄せ下さい。

-----

★4月14日付で熊本県は管内の市町村に対して災害救助法の適用を決定しています。

★地震による被害に対し災害救助法が適用されたことを受けて、厚生労働省老健局より熊本県健康福祉部に対して、災害により被災した要介護高齢者等への対応についての事務連絡が発出されました。

(平成25年5月7日事務連絡の再周知(平成26年8月20日事務連絡により一部改正))。

全文は当協会ホームページでご確認下さい。

↓

<http://www.jcma.or.jp/images/160415saigaitaiou-kumamoto.pdf>

(以下抜粋)

○居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所(避難所や避難先の家庭、旅館等)で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願いいたします。

○介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、通所介護及び通所リハビリテーションについては、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費の対象とします。また、特定施設入居者生活介護についても同様と致します。なお、被災のため職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わないこととします。

★厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部より熊本県・熊本市障害保健福祉主管部に対して、災害により被災した要援護障害者等への対応についての事務連絡が発出されました。

全文は当協会ホームページでご確認下さい。

↓

<http://www.jcma.or.jp/images/160415saigaitaiou-kumamoto2.pdf>

★厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部より熊本県・熊本市障害保健福祉主管部に対して、平成28年熊本県熊本地方の地震により被災した視聴覚障害等への避難所等における情報・コミュニケーション支援についての事務連絡が発出されました。

全文は当協会ホームページでご確認下さい。

↓

<http://www.jcma.or.jp/images/160415saigaitaiou-kumamoto3.pdf>

\*\*\*\*\*

※当協会では、災害時に被害のあった地域を中心に「災害の対応について」のメールをお送りし、国からの事務連絡等をお知らせしています。